

人事院会議議事録

会議日

令和6年3月14日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (人材局)
澤田企画課長、伊藤専門官

議題

総務省経験者採用試験（係長級（事務））の新設等

議事の概要

- 議題「総務省経験者採用試験（係長級（事務））の新設等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、今回の採用試験新設が求める人材の採用に結びついていくものか、実施後の効果の検証をしっかりと行ってほしいとの意見があった。なお、試験種目の見直しについても同様に、検証をしっかりと行ってほしいとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

総務省経験者採用試験（係長級（事務））の新設等について

令和6年3月14日

人 材 局

I 「経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令」の一部改正に対する意見について

(1) 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号）第1条第3項、第2条第4項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定により、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する事項は内閣官房令により定めることとされており、同政令第4条では、この内閣官房令は人事院の意見を聴いて定めることとされている。

(2) この規定に基づき、内閣総理大臣から、令和6年2月27日付けで、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（以下、「内閣官房令」という。）の一部改正に対する人事院の見解を求められている。

改正内容は、経験者採用試験の対象官職において、総務省の係長級（事務）の官職を新たに追加するものである。

この改正は、一般職試験採用の係長級の職員層において人員不足が生じており、新たに経験者採用試験により人材確保を行いたいという総務省の意向によるものである。

(3) 人事院は、提示された内閣官房令案について、採用試験の公正性の観点や試験の円滑な実施の観点等から問題があれば意見を述べることとなるが、本件については、特段の問題はないと考えられることから、提示案のとおり改正することに異議ない旨、回答することとしたい。

II 平成26年人事院公示第22号の改正について

1 改正内容

(1) 総務省経験者採用試験（係長級（事務））の新設

今般、Iの内閣官房令の改正により、経験者採用試験の対象官職において、総務省の係長級（事務）の官職が新たに追加されることに対応し、総務省経験者採用試験（係長級（事務））を新設する。

(2) 総務省経験者採用試験（係長級（技術））及び気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の一般論文試験の廃止

これら2つの採用試験について、試験種目を定める別表第2から一般論文試験を削除する。

(3) 気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格の拡大

当該採用試験について、受験資格を定める別表第4に、試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して土木に関する課程を修めて卒業又は修了したものを追加する。

2 意見公募手続の結果

今般の公示改正に当たり、令和6年1月19日から2月17日まで意見公募手続を実施したところ、意見公募手続の対象となる意見（試験種目についての意見等）が3件提出されたが、改正内容の再検討が必要となる意見はなかった。なお、各意見に対しては、人事院の考え方として丁寧に説明することとする。

3 公布日・施行日

公布日：令和6年3月29日（内閣官房令の公布日と同日）

施行日：令和6年4月1日（内閣官房令の施行日と同日）

以 上